

国際課

1 国際交流の推進

友好交流先である中国・江西省、オーストラリア・南オーストラリア州、インド・マハーラーシュトラ州プネ市及びピンプリ・チンチウッド市、韓国・慶尚南道や、本県からの移住者が多い南米諸国との交流を推進し、本県の友好交流の充実を図る。

(1) 中国・江西省との交流（平成4年6月 友好交流協定締結）

青少年の相互交流をはじめ、幅広い分野での交流を推進する。

(2) オーストラリア・南オーストラリア州との交流（平成5年5月 友好交流協定締結）

関係機関と連携し、経済や教育など幅広い分野での交流を推進する。

(3) インド・マハーラーシュトラ州地域（プネ市及びピンプリ・チンチウッド市）との交流（平成18年1月 友好交流協定締結）

関係機関と連携し、幅広い分野での交流を推進する。

(4) 韓国・慶尚南道との交流（平成21年10月 友好交流協定締結）

青少年の相互交流をはじめ、幅広い分野での交流を推進する。

(5) その他の地域との交流

本県からの移住者が多い南米諸国や本県と経済面等で結びつきのある地域との交流の充実に努めるとともに、関係団体等と連携し、様々な地域と双方にメリットのある交流を推進する。

2 多文化共生の地域づくりの推進

外国人が安心して暮らせるよう、多言語による生活相談・情報提供やコミュニケーション支援に取り組むとともに、外国人の地域参加を促進するなど、多文化共生の地域づくりを推進する。また、ウクライナからの避難民の受入れにあたり、岡山県ウクライナ避難民支援検討本部を設置し、庁内関係課と連携して各種支援を検討・実施する。

(1) 生活支援

岡山国際交流センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生活相談・情報提供を実施する「岡山県外国人相談センター」を運営する。

また、災害関連情報の多言語による提供や災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の養成・登録を行うなど、災害時における外国人支援体制の充実等に取り組む。

(2) コミュニケーション支援

日本語講座の開催や民間団体等に対する日本語教室の開設支援等により、外国人が岡山で生活していく上で必要な日本語学習の機会を提供する。

また、医療機関・学校・行政等で外国人と日本人関係者のコミュニケーションをサポートする通訳ボランティアの養成等を行う。

(3) 地域における支援

岡山国際交流センターにおいて、地域住民とのパイプ役となる地域共生サポーターの養成講座やスキルアップ研修を行うとともに、各種交流会や地域住民を対象とした講座・セミナー等の開催により、外国人への理解の促進や多文化共生に関する意識啓発を行い、外国人の地域参加を促進する。また、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語」研修会を開催し、普及に努める。

3 国際貢献活動の推進

岡山県国際貢献活動の推進に関する条例に基づき、本県の特性を生かした岡山発の国際貢献活動と多様な主体による国際貢献ネットワークを推進する。

(1) 岡山発国際貢献活動の推進

本県の特性である保健・医療・福祉や農業、教育等の基盤を生かし、県内NGO等が行う国際貢献活動を支援する。

また、県民等の協力を得ながら、岡山桃太郎空港内に設置した救援物資備蓄センターの運営を行うなど国際救援活動の推進に取り組む。

(2) 国際貢献ネットワークの強化

県内NGO等、経済団体、企業、国際関係団体、大学、メディア、行政等の多様な主体が連携し、国際貢献活動の裾野の拡大や岡山発の国際貢献活動の創出等に向けて、国際貢献ネットワークの強化に取り組む。

また、岡山国際貢献月間（10月）における協賛イベントやおかやま国際協力大使及び県内NGO等による国際貢献活動等について、県ホームページや国際貢献ネットワーク等を活用して県民に周知し、国際貢献への理解の促進を図る。

4 グローバル人材の育成

実践的な語学力やコミュニケーション能力を有し、国際的に活躍できるグローバル人材を育成する。

(1) 海外留学の促進

ア 留学促進フェアの実施

留学経験者・関係機関によるセミナー等を実施することにより、学生の留学への関心・意欲を喚起するとともに、留学について検討する機会の拡大につなげる。

イ 未来へトビタテ！おかやま留学応援事業

産学官が連携し、県内企業・団体からの協賛金を原資とした奨学金制度を実施することにより、留学にチャレンジする県内学生等を支援する。

(2) 語学力の向上と国際理解の促進

市町村のJETプログラムの活用促進や岡山国際交流センターの外国語講座等により、地域における外国語教育の充実を図るとともに、国際交流員等による出前講座等により、国際理解の促進に取り組む。

5 海外渡航事務の実施（旅券発給）

旅券法に基づき、海外へ渡航するために必要な一般旅券の発給を行う。なお、県民の旅券取得の利便性の向上を図るため、平成18年10月から旅券の申請受理と交付事務を全市町村に権限移譲しており、県は旅券の作成及び市町村支援等の事務を実施している。

また、通常の市町村での処理期間では渡航に間に合わない場合に、追加手数料6,000円を徴し、申請から3日目に交付する、県独自の早期発給制度を平成26年7月から実施している。

今年度においても、旅券事務が円滑に実施されるために必要な取組を行うとともに、国のデジタル化政策に伴う旅券発給手続のオンライン化等を進める。

- ・ 令和3年度一般旅券交付件数 4,255 件
- うち早期発給交付件数 36 件